

⑩所得税控除について

次のいずれかの要件に当てはまる場合は、「日額表」「丙欄」の所得税額が控除されます。

- (1) 雇用契約の期間が、あらかじめ定められている場合は2ヶ月以内であること。
- (2) 日雇いの場合には、継続して2ヶ月を超えていないこと。

なお、最初の契約期間が2ヶ月以内の場合でも、期間の延長や再雇用のため2ヶ月を超える時があります。この場合には、契約期間が2ヶ月を超えた日から給与を支払う期間に応じ、定められている税額表（「月額表」又は「日額表」）の「甲欄」又は「乙欄」を使って税額を控除されることとなります。

税額表 丙欄（抜粋）＜2021年（令和3年）分＞

賃金	税額	賃金	税額
9,300円未満	0円	11,500円	81円
9,300円	3円	12,000円	99円
9,400円	6円	12,500円	117円
9,500円	10円	13,000円	134円
10,000円	27円	13,500円	153円
10,500円	45円	14,000円	172円
11,000円	63円	14,500円	192円

（改訂されることがあります）